

# 一般社団法人 シニアパートナーズ パートナー便り

発行：一般社団法人シニアパートナーズ 宮城県柴田郡大河原町字西桜町2-1ランドマークビル204  
電話：0224-86-4234 FAX：022-774-2086

## 今年も多くのセミナー依頼 ありがとうございました

依頼をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで、一般社団法人シニアパートナーズは、26会場へご来場いただいた皆様とご縁を結ぶことができました。来年もできる限り、多くの皆様とご縁を結ぶようにと願っております。来年は2月開催分から申し込みを開始しておりますので、ご依頼の場合は、お早めの連絡をお願いします。締めの一言。北海道の皆様、次回は飛行機でお邪魔します（笑）（鈴木）



今年も宮城・秋田・福島・北海道の皆様より、たくさんの方のセミナー

## 縁

今年も沢山の「ご縁」がありました。ふと人は生まれてからどれだけの「縁」があるのだろうか？などと考えていたら、普段何気なく使っている言葉だけで改めて意味を問われたら説明出来ないと思います。漢字の意味を調べてみました。沢山の説明の中から「縁」一文字で3つの読み方があり微妙にニュアンスが違っている説明を見つけました。「えにし」「えん」「ゆかり」の3つ「えにし」人間と人間の繋がり、特に運命というか見えないものによって決められた（結ばれた）もの。「えん」現在において関係を持つてゐるもの。「ゆかり」過去に関係があつたというものの。この説明が分かりやすいものでした。現在、過去、未来が一字の漢字によって表現されているのです。そして、「ご縁」「縁」だけで充分な意味があるのに敬語の「ご」を付けるのか？「普段当然のように人と出会うが実は、どれ一つとつても不可思議なことであり当たり前ではない。無意識に二度と巡り遇うことが出来ないという感覚が働き有難いという気持ちが起こり「縁」を尊ぶ為に「ご」という敬語をつけて「ご縁」というのです。「ご縁」として。日本語に込められた深い意味を知り、改めて今までの「ご縁」、これからの「ご縁」を大切に。来年を迎えようと思えます。（八島）

## 僕らが成年後見人である理由 第四回

（前回からの続き）Aさんが手術室に入った後、病院内で待機していた私は、退院後にインコを飼うために必要な飼育力ゴや何やらをどこで購入しようかと考えながら過ごしました。それから数時間が経過し、担当の看護師より「手術は無事に終わりました。もう少しで病室に帰ってきますよ」という言葉に、緊張していた身体がほぐれるような安堵感を覚えました。良かった。数分後、Aさんが手術室から病室に戻ったときはまだ、眠っていないというか、何を見てもない目で酸素マスクを付けた状態で待っていました。目を覚ますまで腰掛け、まったく興味の無い週刊誌を眺め終えようとしていると、いつのまにかAさんは目覚めており、左手でオツケーサインを出して微笑んでいます。本当に良かった。私もオツケーサインで手術が無事に成功したことをAさんに伝えました。オツケーオツケーオツケー！二人で手術成功の合図を交わしている担当の医師、看護師より術後の方針やリスク等について、丁寧な説明をいただきました。私はAさんに代わり「本当にありがとうございます」とお伝えし、Aさんには「今日はゆつくり休んでね。明日、夕方に来るからね」と握手をして病室を後にしました。お世話になっている地域包括支援センターの担当の方や大家さんにも無事に手術が終了したことを報告し、帰宅したのです。翌日、私は仙台市内での仕事終えてから、Aさんの面会に伺う予定でした。ちょうど、正午になろうかという時刻だったと記憶しています。病院から緊急の連絡が入りました。「シニアパートナーズの鈴木さんでしようか。Aさんが脳梗塞を起こしてしまっただけで直ぐに病院に来ていただいたんですか。私は、直ぐに病院に向かいました。病院に到着し、Aさんは集中治療室で横になっていました。私はベッドの横から話しかけていたのですが、Aさんの目は遠くを見ているかのようで、声も発さず、何かを食べているかの様に口をモグモグさせていました。医師からの説明では血栓が頭部血管に飛んだことからの脳梗塞ということに重篤な状態のこと。もちろん命にかかわる状況でもありました。昨日まで、あんなに元気で、大声で笑い、病室で人気者だったAさんとは別人になってしまった突然の出来事に、私は動揺を隠せませんでした。しかし、私はAさんに将来を託された人間として、冷静に今後のことを考えていかなければなりません。医師の説明をしっかりメモし、その内容を地域包括支援センターの担当の方や大家さんに報告したところ、直ぐに駆けつけていただき後日、ケアマネージャーを含めAさんの今後について、話し合いを行うことになりました。（次号へ）

## 編集後記

今年の締めくくりである今号には、発行日の12月30日が誕生花である「葉牡丹」と命名しました。葉牡丹の花言葉は「祝福」や「愛を包む」だそうです。私たちがシニアパートナーズは皆様ののおかげで、今年も大晦日を無事に迎えることが出来そうです。お世話になった皆様へ感謝の気持ちを込めまして、心よりお礼申し上げます。良いお年をお迎えくださいませ。



皆様へのお知らせ。次回のパートナー便りの発行は来年二月頃を予定しております。皆様、それまでお元気で過ごしてくださいね！（☆☆）



公証人 柏村隆幸氏の人生航路

◇昭和56年に東京地検検事として30有余年にわたる検察官人生をスタートし、途中、裁判所（3年）、国税庁（2年）などに出向。平成23年に退官し、同年8月から公証人として再スタート。アユ釣り、溪流釣りを趣味とするかわら、平成19年から、カラー魚拓の第一人者である（故）中西泛祥先生（当時、横浜市在住）に師事してカラー魚拓の制作を始める。以後、家族の冷たい視線を跳ね返しつつ、釣り及び魚拓の制作に精進している。

カラー魚拓の魅力

今回は先生の作品で、ガザミという蟹の仲間です。まず、甲羅の部分を着色し、その後いったん布をはがし、次に足（手）の部分一本ずつ着色してゆきます。中味はどうするか？もちろん、先に食べると思いますよ。

それぞれの人生  
第7回 遺言⑦  
【予備的と条件付遺言】

（予備的遺言）

自分（夫）が死んだら財産を全部妻に相続させる、という遺言をしたけれども、妻のほうで自分よりも先に死んでしまった場合、この遺言はどうなるのでしょうか。

遺言により財産を取得する人を一般に「受遺者」（じゅいしゃ）と呼びますが、遺言はその効力が発生した時、つまり遺言者が死亡した時に受遺者が生存していることが前提となります。したがって、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その遺言は無効となります（民法604条）。ここで「遺言者の死亡以前」というのは、遺言者の死亡前に受遺者が死亡した場合のほか、遺言者と同時に死亡した場合（たとえば、夫婦で乗っていた飛行機が墜落して二人とも死亡した場合）も含んでいます。別な言い方をすれば、受遺者が遺言者の死亡以前に死亡した場合、相続は発生しないのです。

このような場合は、妻の代わりに財産を遺してあげたい人を新たに選び、その人に財産をあげる旨の新たな遺言書を作成することになります。しかし、それでは二度手間になりますし、お金もかかりません。そこで、万が一、妻が先に死亡した場合を想定し、妻の代わりの人（第二順位の人）がいるのであれば、その人を第二順位の受遺者に指定することが認められています。このような、第二順位の人を最初から指定しておく遺言のことを、予備的遺言と言っています。心配性の人は、第二順位の人も自分より先に死んだらどうしようと考えるかも知れませんね。そんなときは、さう「第二順位（第四順位・・・）の人をあらかじめ指定しておけばよいでしょう。このようにしておけば、一通の遺言書で万が一の場合に備えることができますね。

遺言は、これまでも説明してきたように、遺言者が死亡した時からその効力が発生しますが、遺言に条件を付けてその効力の発生や消滅を条件が満たされたか否かにかからせることもできます。たとえば、遺言者（父親）が死亡した後、長男が結婚したら長男に不動産をあげる、という遺言を考えてみましょう。この場合、遺言者の長男は、結婚すれば遺言どおり不動産をもらえますが、結婚しなければもらえません。「結婚する」というのが条件です。そして、「結婚する」という条件を満たすまで、「不動産をあげる（長男から見ればもらう）」という効果は生じませんので、このような条件を「停止条件」といいます。「結婚する」と

いう条件を満たすまで、「不動産をあげる」という効果は停止しているわけですね。逆に、遺言者（夫）が死亡したら、残された妻に不動産をあげるが、妻が再婚したときはその効果は最初からなかったことにする、という遺言を考えてみましょう。この場合、妻は、夫の死後、遺言どおり不動産をもらえますが、何年か経って良き再婚相手が出現し、その人と結婚したら、一旦もらった不動産の所有権を夫の死亡時に遡って失うこととなります。「再婚する」というのが条件なのですが、一旦生じた効果が条件が満たされることにより遡って消滅するという場合です。そして、「再婚する」という条件を満たすと、「不動産をあげる（妻から見ればもらう）」という効果が消滅します（解除されてしまう）ので、このような条件を「解除条件」といいます。

柏村先生の「ちよつと一息」

皆さんの中には、これまでの説明を読んで、相続人と受遺者とはどこが違うの？と疑問を抱いた方がいると思います。相続人も受遺者も人の財産を無償でもらうという点では同じです。ただ、以前お話ししたように、誰を相続人とするかは民法で決められており、人が勝手に決めることはできません。これに対し、誰を受遺者にするかは遺言をする人が自由に決められます。受遺者は、相続人以外の人でもよいし、相続人であってもよいのです。「某不動産をAさんに相続させる」という遺言をした人が亡くなったとして、実はAさんが、亡くなった人の相続人ではないことが判明した場合、この遺言の効力はどうなるのでしょうか。遺言は無効だと考える立場もあり得ますが、それはあまりにも硬直した考え方でしょう。この場合は、不動産をAさんに遺贈する、と読み替えて、遺言を有効と認めるのが判例、実務の立場です。Aさんを「相続人」ではなく、「受遺者」と捉えるわけです。

たすと、「不動産をあげる（妻から見ればもらう）」という効果が消滅します（解除されてしまう）ので、このような条件を「解除条件」といいます。



（写真）公証人・柏村隆幸氏

